

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした 使用料還付の取扱い終了のお知らせ

利用日が令和4年1月1日以降の予約について、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に予約取消しをする場合は、お支払済みの使用料（取消料）を返金しておりましたが、6月30日をもって終了します。

この取扱いは、令和4年6月30日までに利用取消の申し出（6月30日までに来館できない場合は当該施設へ連絡ください）をした分を対象とします。

令和4年5月17日 仙台市